

# 宿泊約款

## 〔本約款の適用〕

- 第1条 1. 当ホテルの締結する宿泊規約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び習慣に反しない範囲で応ずる事ができます。

## 〔宿泊引受の拒絶〕

- 第2条 1. 当ホテルは次の場合には宿泊の引受をお断りする事があります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
  - (2) 満室満員により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
  - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させる事ができないとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
  - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)であると、当ホテルが認める場合。
  - (8) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当ホテルが認める場合
  - (9) 宿泊しようとする者が法人で役員のうち暴力団員に該当するものであるもの
  - (10) 宿泊しようとする者が当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
  - (11) 鹿児島県条例第5条の規定する場合に該当するとき。

## 〔氏名等の明告〕

- 第3条 1. 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込みは(以下「宿泊予約の申込」という)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明白を求める事があります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
  - (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

〔予約金〕

- 第4条 1. 当ホテルは宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めた料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は事情の定める場合に該当するときは、同条の取消料に充当し残金があれば返金します。

〔予約の解除〕

- 第5条 1. 当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部解除したときは取消料を申し受けます。
2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午前零時(予定到着時刻の明示されている場合には、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者が連絡をしないで到着しなかった事が、定期船、航空機等公共の遅延また宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の取消料はいただきません。

取

- 第6条 1. 当ホテルは、他に定める場合を除くほか次の場合には宿泊予約を解約することができます。
- (1) 第2条第3項から第11項までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1項の事項の明記を求めた場合において、期限までそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について既に収受した予約金があれば返還します。

〔宿泊登録〕

- 第7条 1. 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにて次の事項を当ホテルに登録して下さい。
- (1) 第3条第1項の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時間
- (4) その他当ホテルが必要と認めたこと

〔チェックアウトタイム〕

- 第8条 1. 宿泊者が当ホテルの客室をお空けいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午前11時となります。

2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超える客室仕様に応ずる場合があります。この場合においては次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 午後 12 時以降 室料の 30%
- (2) 午後 3 時以降 室料の 50%
- (3) 午後 5 時以降 室料の 100%

〔チェックインタイム〕

- 第9条 1. 宿泊者が当ホテルの客室をご利用いただく時刻（チェックインタイム）は午後 3 時からとする。
2. 早朝早めのチェックインご希望の場合は、ひとり様規定料金で提供が出来る。事前予約必要する。
  3. 当ホテルで前項の規定にかかわらずチェックインタイム前に客室を利用する場合はフロントまでお問い合わせ下さい。

〔営業時間等〕

- 第10条 1. 当ホテルの施設の営業時間等は次の通りとします。

郷土料理レストランあさばな	…	11:30 から 22 時
		ラストオーダー 21 : 30
スカイビアガーデン（夏季営業）	…	18 時から 22 時
		ラストオーダー 21 : 30
サウナ付き光明石温泉	…	6 時から 10 : 00
<b><u>暴力団・刺青入りの方はご遠慮願います</u></b>		12 時から 23 時

2. 本条の営業時間は随時変更することがあります。

〔宴会利用〕

- 第11条 1. 宴会場のご利用時間は基本を 2 時間とします。それ以上の延長の場合新たに追加料金が発生致します。
2. 同条 3 項に上げる事由に該当すると当ホテルが認める場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。又、宴会料契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約も解除するものとします。
  3. 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当するものがある場合
    - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は関係者、その他暴力団等反社会的勢力者
    - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
    - (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
    4. 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
    5. 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合

理的範囲を超える負担を要求した場合

[料金の算定]

- 第12条 1. 当ホテルの宿泊料金については、別に定めるところによる。
2. 小人料金については次のとおりとする
- ・寝具類を提供し大人並みの料理を提供する場合大人料金 70%  
7歳以上 12歳未満
  - ・寝具類を提供し小人料理を提供する場合大人の 50%  
3歳以上 7歳未満
  - ・寝具を必要としない幼児の施設使用料として 550 円の現金払い  
1歳以上 3歳未満

[料金の支払い]

- 第13条 1. 料金の支払いは、日本通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際、当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

[利用規則の遵守]

- 第14条 1. 宿泊者は当ホテルにおいて当ホテルが定め提示した利用規則に従っていただきます。この規則で禁じられた事項をお守りいただけたときは、第15条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。
- (1) 廊下及び客室内でアイロン、暖房用、炊事用などの火器をご使用にならないこと。ただしアイロンは短時間の貸出は許可する。
  - (2) ベッドの中など火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
  - (3) 高声放歌や喧騒な行動その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりしないようなことのないこと。
  - (4) 廊下および客室内に次のようなものをお持ちにならないこと
    - イ 動物、鳥類（指定動物、指定部屋以外において）
    - ロ 著しく悪臭を発するもの
    - ハ 著しく多量な物品（許可以外の物）
    - ニ 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
    - ホ 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
  - (5) 廊下および客室内でとばくおよび風紀を乱すような行為をなさらないこと
  - (6) みだりに外来者を客室に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと

- (7) 客室内でのご面会はなさないこと
- (8) 客室やロビーを事務所、営業所代わりに使用なさないこと
- (9) 廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以上の用途に充てないこと
- (10) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさないこと
- (11) ホテルの構築物や諸設備に異物を取りついたり、現状を変更するような加工をなさないこと
- (12) 不可抗力以外の事由により構築物と、備品その他の物品に損傷、汚染、あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがあります
- (13) ホテル外観を損なうような品物等を窓におかけにならないこと
- (14) ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさないこと
- (15) ホテルのロビーなどに所持品を放置なさないこと
- (16) 浴衣、スリッパ等で当ホテル施設以外を妄りにご利用なさないこと
- (17) 緊急事態、あるいはやむを得ない事情の発生しない限り、階段、塔屋、機械室等客室部門以外の施設内にお立ち入りなさないこと
- (18) ホテル外から飲食物の出前をお取りにならないこと
- (19) 長期滞在の場合のお勘定は3日ごとにお支払い下さること。3日以内でも30,000円を超えた場合、ホテル側から請求があればお支払い下さること
- (20) ご予定宿泊日数を変更なされる場合はフロントに予めご連絡下さること
- (21) ご予定宿泊日数を延長なされる場合は延長以前のお勘定をお支払い下さること
- (22) 小切手にてのお支払いおよび両替は固くお断りさせていただきます
- (23) お預かりの品の保管期限およびお忘れ物は、特に指定のない限り、ご出発日より下記の通りとさせていただきます。

イ フロントでのお預かり	1週間
ロ お忘れ物、落し物	1ヶ月
- (24) 飛行機、定期船、定期バスなどの切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などの立替金はお断りさせていただきます
- (25) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます

〔宿泊継続の拒絶〕

第15条 1. 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第3項から第11項までに該当することとなったとき。

(2) 前条の利用規則に従わないとき。

〔宿泊の責任〕

- 第16条 1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいての宿泊の登録を行った時又は、客室に入った時のいずれか早い時に始まり宿泊者が出発するため客室を空けた時に終わります。
2. 当ホテルの席に帰すべき理由により宿泊日に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に同一又類似の条件によりほかの宿泊施設をあっせんします。

————— 取消料申し受け規定 —————

1. 一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日の宿泊料金の80%

2. 団体客

- イ 宿泊日の10日前から宿泊日の5日前の日までに解除した場合、宿泊者の人につきその宿泊第1日の宿泊料金10%
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日の宿泊料金の20%
- ハ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊料金の50%

平成13年4月25日新訂

平成20年10月1日改訂

平成25年6月1日改訂